

理美容業の みなさまへ

With コロナ時代を生き抜くために・・・

- 売上が前年同期比で 50%以上減少している
(支援によっては条件が異なる場合があります)
- 事業を継続する意思がある
- 親族以外の事業者へ地代・家賃を払っている
- ご自身(法人)の名義で固定資産税を払っている

▶ 家賃支援給付金

▶ 固定資産税の減免

▶ 持続化給付金

支援を受けられる場合があります。まずはご相談ください。



税理士法人スマッシュ経営
名古屋オフィス

愛知県名古屋市熱田区金山町 1-7-5
電波学園金山第一ビル 9 階
TEL 052-908-7077